

総務大臣 石田 真敏 殿
総務大臣政務官 古賀 友一郎 殿

森林環境税・譲与税で、スギ・ヒノキ等の放置人工林を 天然林に戻すことを求める要望書

平成 31 年 2019 年 3 月 13 日



～豊かな森を次世代へ～

一般財団法人 日本熊森協会
会長 室谷 悠子 (弁護士)

〒662-0042 兵庫県西宮市分銅町 1 - 4
Tel : 0798-22-4190 FAX:0798-22-4196

当協会は、生物多様性に富む豊かな森の保全再生に取り組む実践自然保護団体です。

戦後の拡大造林政策により、伐り出すこともできない奥山にまで植えられたスギやヒノキなど針葉樹の人工林 1030 万ha のうち、3分の2が放置されて大荒廃しています。広大な放置人工林は、山の保水力を著しく低下させ、豪雨のたびに崩れて人命や財産が失われています。また、食べ物が何もないため野生動物たちが餌を求めて里に出て来る原因となり、大量の花粉を発生させて花粉症の原因となるなど、弊害が深刻化しています。

水源確保、生物多様性保全、災害に強い森づくり、花粉症の軽減等のために、林業に向かない場所、水源の保全上重要な場所等の放置人工林を保水力豊かな天然林に戻していくべきです。

現在国会で審議中の森林環境税・森林環境譲与税は、国民 1 人 1 人から森林整備のために税を徴収するのですから、日本の森林の最大の問題である放置人工林の荒廃を解決すべく、使途について、「放置人工林の天然林化」を明記していただくよう要望します。

また、人工林の天然林化には一定面積以上の皆伐が必要で、既存の林業とは異なる方法により実施することが必要となります。
森林環境税で放置人工林の天然林化が進むような体制整備も求めます。

< 要望事項 >

- 1 森林環境税の使途に、計画的に順次、放置人工林を天然林に戻すことを明記し、天然林化のために使うこと
- 2 天然林化の施業は実践例が乏しく、自治体に技術もないことから、天然林化の具体的な指針を示し、補助金体制を整備する等、自治体を支援する体制をつくること